

大津町議会 総務常任委員会行政調査

氏名 山部 良二

視察研修名：大津町議会総務常任委員会行政調査

視 察 先：神奈川県秦野市、埼玉県北本市、茨城県取手市、千葉県鴨川市

期 日：令和6年8月5日（月）～7日（水）

研修テーマ：① 地下水保全について（P F A S ・ P F O S 検出後の現状）

② 子どもの権利条例について

③ グリーンスローモビリティ実証運行について

④ ハラスメント防止条例の制定について

研修報告 意見・感想

（１）秦野市地下水保全条例について

秦野市では、水道水源の100%を自己水、主に地下水に頼っていた時代、人口増加や高度経済成長による水資源の増大及び農地開発や道路の舗装化などによる雨水の浸透面積の減少により地下水位が低下し、水道の断水や湧水、井戸水の水枯れが発生し、また「弘法の清水」が化学物質に汚染されるという記事が写真週刊誌に掲載されて、名水の危機が発生し、秦野市ではそのことより地下水の保全に関する議論が高まり、地域住民や専門家の意見を反映しながら、条例の制定が進められました。その後2005年に「秦野市地下水保全条例」が制定され、地下水の汚染防止や保全、浄化に関する具体的な規定が含まれる条例の制定により地下水資源の保護と持続可能な利用が進められることになりました。

また、地下水保全と適切な管理を目的とした「地下水総合保全管理計画」が策定され、この計画は地下水の水質や水量の保護、汚染の防止、適正利用を図るため包括的な方針を示しています。計画の内容としては、調査とモニタリングを行い地下水汚染の防止策が講じられ、具体的には工場や事業者による対策が求められなお排水管理や廃棄物処理の規制が含まれています。万が一汚染が発生した場合の対策として、地下水の浄化措置が計画され、浄化技術の導入や土壌の改善が行われています。

秦野市では、地下水総合保全管理計画と土壌汚染対策法に基づき、地下水の保全と汚染防止が進められており、事業者は詳細調査を行い、土壌汚染対策法に基づく義務を遵守することで地下水の質を保ち、地域の環境保護に貢献しています。また、現在も条例に基づいて町民による地下水の監視や保護活動が行われており地域社会の協力のもとで持続可能な地下水の利用が推進され、また新たな技術や方法の導入により地下水の保全対策が進化しています。

大津町でもT S M Cの進出により地下水保全の重要性が議論されており、またP F A S（有機フッ素化合物）など地下水汚染がクローズアップされており、大津町でも独自の地下水保全計画が必要ではないかと考えます。

(2) 北本市子どもの権利に関する条例の制定について

子どもの権利条例制定については、会派「市民の力」桜井卓議員から全会派に呼びかけ議員発議で条例が制定されました。議員提出の新規条例の制定の作業は、相当な困難が想定されたが、特別委員会の設置に尽力するなど、中心的な役割を担う桜井副委員長が元埼玉県庁職員で行政事務の知識経験が豊富であったことから、条例制定を実現したそうです。特に、今回の条例は理念的な条例ではなく、実行性を持たせるため、運用面での詳細な内容を盛り込んでおり、具体的には「子どもの権利委員会」を設置しており、令和6年度予算は523,000円を計上している。

過去に、「埼玉県子ども若者基本条例」の骨子案が発表されたが、条例の中に、子どもだけでのお使いや留守番を虐待として禁じる内容で、子育て世代などから当事者の声が反映されておらず、非現実的、親への責任の押し付けなど、批判を浴び、撤回を余儀なくされており、子どもの権利条例制定には町の担当部門や関係機関が子どもの権利についての調査・情報・収集を行い、また他の自治体での取り組みや先進事例も参考にしながら、条例の必要性和内容について十分な準備を進めることが寛容であり、策定には、専門家や市民との協議を経て、具体的な条例案を策定するべきであり、本当の意味での子どもの権利を守るための基本的な考えや実施方法・条例の目的・目標が明確にされなければいけないと考えます。

(3) 取手市グリーンスローモビリティ実証調査について

取手市では、新取手地区において、令和3年10月15日から11月4日までの間グリーンスローモビリティの実証実験を行っています。グリーンスローモビリティとは時速20キロメートル未満で公道を走ることができる。電動者電動カートを利用した移動サービスで実証調査を行っており、国土交通省から選定され新取手駅や周辺にある銀行・郵便局・スーパーマーケット・ドラッグストアと住宅団地を巡回する2ルートを1日各10便運行しています。1度に乗れる人数は運転手を除いて3名です。また、アンケート調査もされており、利用者の満足度としては新取手地区は高齢化率が高く、電動バスに対する満足度は概ね良好であり、環境に配慮した交通手段を評価する声が多数上がっており、交通手段の選択肢が増えることによる利便性の向上が評価され、特に高齢者からの支持が目立っており、また改善点としては運行間隔の短縮やバス停の増設を求める意見も多く上がっていた。しかし、現在では実施の目途が立っておらず、自治会がボランティアなどで、独自に運行を担う方式に対して難色を示しており、また運転手不足などの問題点が浮き彫りとなっています。

取手市による運行実験は概ね好評で、市民も正式運行を待っている状況だと思います。今、地球温暖化や大気汚染の問題が深刻となる中で、環境に優しい交通手段への需要が高まっており、電動バスはCO2排出削減に貢献し、持続可能な公共交通を構築するため特に高齢化が進む地域では導入が進むのではないのでしょうか。またわたしが、一般質問で取り上げた大阪府河内長野市の南花台地区で行われている高齢者から子どもまで住民を運ぶ電動カート南花台モビリティ「くるくる」のように、社会福祉協議会・自治会が連携してボランティアを組織し、持続可能な公共交通として成功している市町村もあることから、今後他の地域に広が

ることで、導入に対する信頼感が高まり、先進的な取り組みを参考にする地域が増えるのではないかと考えます。ですから、大津町でもグリーンスローモビリティの運行を目指すべきです。

(4) 鴨川市議会ハラスメント防止条例について

近年、全国各地の自治体において、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを始め、各種ハラスメント被害事案が表面化しており大きな問題となっています。鴨川市でもハラスメントの問題が地域社会や職場に認識されるようになり、これに対する対応が求められています。特に市町村議会におけるハラスメントに対する関心は高まっており、また社会的な動向としては、日本全国でハラスメント問題の関心が高まり、企業や公的機関でも対策が進められています。公職におけるハラスメント防止は、透明性や信頼性を確保するために重要とされており、鴨川市議会においてはハラスメント防止研修を行うなど率先して取り組みを行っており、ハラスメントは身近な課題として常に意識を高めていく必要があります、ついでには議員活動の活性化を進める中、議会として規範を示すことで、各自がお互いに尊重し合い、対等な人間関係のもと議員活動をより円滑に取り組むことができるよう、ハラスメント防止の観点から議会における「ハラスメント防止条例」の制定に至っています。

鴨川市近隣市町村で議員や職員に対するハラスメントが問題となり、これに対処するための制度的な対応が必要とされる状況となり、議会内外からの声や市民の関心が高まり、それを踏まえて議会ではハラスメント防止の必要性を強く認識し、具体的な対策を講じるための調査・議論を開始し、他の自治体や先進事例を参考にしながら、条例の制定の検討が始まりました。具体的な条例案については、ハラスメントの定義や防止策・対応方法・責任の所在などが盛り込まれ、また条例案について、市民からの意見を募り公聴会が開催され、市民や関係者の意見を反映させつつ、2021年に「鴨川市議会ハラスメント防止条例」が正式に制定されました。

パワハラ条例の制定を行うことで、議会内部だけでなく、町民に対してもハラスメント防止の重要性が啓発され、これにより地域社会全体での意識向上が期待できるとともに本議会でもパワハラ防止条例を設置することは、他の市町村に先進的な取り組みを示し、他の自治体に対するリーダーシップを発揮できるのではないのでしょうか。また、パワハラ防止条例の設置は、議会運営の健全化や職場環境の改善・法的及び倫理的な対応の強化・トラブルの予防・迅速な対応、そして町民意識の向上など多くの側面で重要な役割を果たします。ですから、パワハラ防止条例は議会の信頼性を高め、より良い地域社会を形成するための基盤となるのではないのでしょうか。そのためには議員・職員・町民に対するパワハラ防止条例にする必要があると考えます。